

中山間地域等直接支払関係資料

中山間地域の重要性

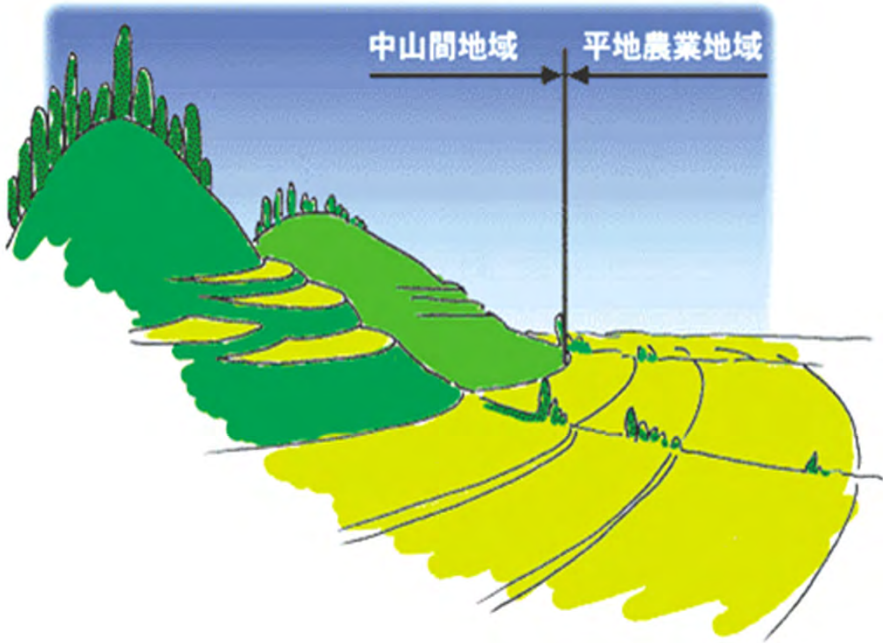
中山間地域等直接支払交付金の概要

（第 6 期対策の概要、第 6 期対策の単価の仕組み（全体像））

体制づくりの類型イメージ

中山間地域の重要性

- 山間地及びその周辺の「中山間地域」は、国土の骨格部分に位置している地域。
- 中山間地域の人口は約1割に過ぎないものの、農業産出額と耕地面積のそれぞれ約4割を占めるなど、我が国農業・農村の中で重要な役割。



【参考】農林統計に用いる農業地域類型（要約）

中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い旧市区町村
山間農業地域	林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)			割合 (B/A)
			中間地域	山間地域	
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	1,017万人	319万人	10.6%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	1,349万ha	1,063万ha	63.8%
③耕地面積	437万ha	167万ha	126万ha	41万ha	38.1%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	925万ha	919万ha	74.5%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	55万戸	23万戸	44.7%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	32万戸	12万戸	42.6%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	2兆7,197億円	8,659億円	40.0%
⑧畜産除く	5兆7,279億円	1兆8,974億円	1兆4,736億円	4,237億円	33.1%
⑨農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	4万8千集落	2万7千集落	54.1%
⑩第1次産業 就業者数 (R2)	196万人 $\left(\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 3.4\%\right)$	74万人 $\left(\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 11.4\%\right)$	55万人 $\left(\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 11.0\%\right)$	20万人 $\left(\frac{\text{第1次産業}}{\text{全産業}} = 12.7\%\right)$	37.8%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」
(②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑨農業集落数)
農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」(③耕地面積)
農林水産省「令和2年生産農業所得統計」(⑦農業産出額)
総務省「令和2年国勢調査」(①人口、⑩第1次産業就業者数)

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。
注2 ③耕地面積、⑦農業産出額、⑧農業産出額(畜産除く)の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。
注3 ①人口、⑩第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。
注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。
注5 全国(A)及び中山間地域(B)の各数値は四捨五入後の数値であり、割合は四捨五入前の数値から算定しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

中山間地域の重要性 ～かけがえのない価値を有する国民共通の財産～

○中山間地域は、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、良好な景観形成等、多くの重要な役割を担う**かけがえのない価値を有する国民共通の財産**である。



水源

都市用水の**約7割**が中山間地域のダム等に由来



生活の場

中山間地域は、人口の**約1割**、総農家数の**約4割**が生活する暮らしの場



農業生産

中山間地域は、耕地面積や農業産出額の**約4割**を占める農業生産の重要な場



木材の生産

林野面積の**7割以上**が中山間地域にあり、木材生産等の場としても重要



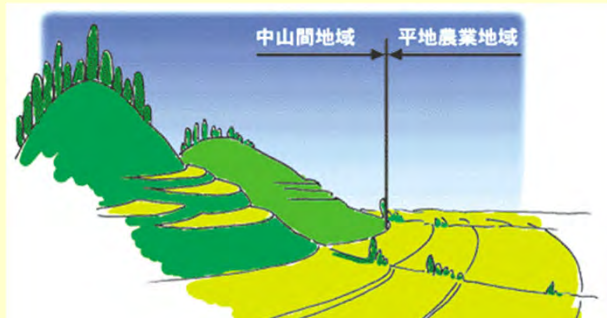
生物多様性の保全

絶滅の恐れのある動植物の**約6割**が中山間地域等の里地里山に分布



鳥獣被害の拡大防止

人が中山間地域で生活することで、野生鳥獣に警戒心を与え、生息範囲を制御し、鳥獣被害の拡大を防止



中山間地域のかかけがえのない価値
※ここでの例示は中山間地域の価値や役割の一部



洪水防止機能等の国土の保全

中山間地域等の農地に雨水を一時的に貯留し、洪水を防止
※全国の水田に貯留できる水量は**東京ドーム約4千杯** (約50億m³)



体験や学習の場

小学生の保護者の**9割以上**は、中山間地域等の自然の中での体験活動を希望



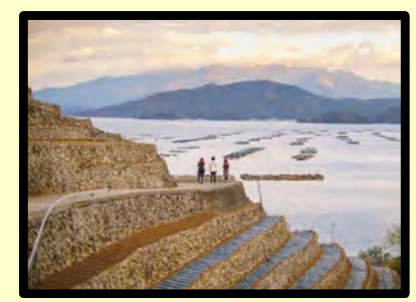
日本人のふるさと

中山間地域は、童謡で歌われるような日本人の心の原風景を有する



文化の保存

中山間地域では、数多くの文化が現在まで継承



良好な景観形成

観光旅行では**約5割**が中山間地域等の「自然の景観を見る」ことを目的



地球環境保全

中山間地域の森林等において、温室効果ガスの吸収の**約8割**を担う

○ 集落等を単位とする取決め（協定）を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、面積に応じて一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内及び
地域計画区域（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）内に存する一団の農用地を対象
注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

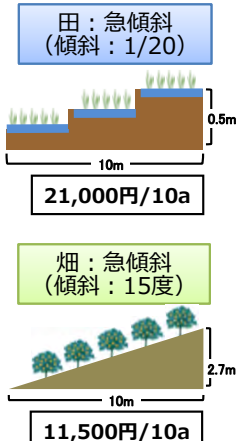
- 集落協定：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
- 個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定

3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能（使途は、予め協定に定めておく必要。）

交付単価

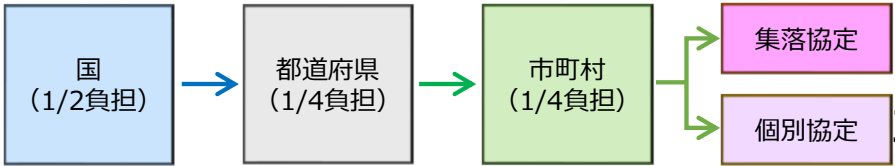
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15°～）	11,500
	緩傾斜（8°～）	3,500
草地	急傾斜（15°～）	10,500
	緩傾斜（8°～）	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
採草 放牧地	急傾斜（15°～）	1,000
	緩傾斜（8°～）	300



加算措置

棚田地域振興活動加算：10,000円／10a（急傾斜）（田・畑） 14,000円／10a（超急傾斜）（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算：6,000円／10a（田・畑）
ネットワーク化加算：最大10,000円／10a（地目にかかわらず）
スマート農業加算：5,000円／10a（地目にかかわらず）
集落機能強化加算に係る経過措置：3,000円／10a（地目にかかわらず）

交付金交付の流れ



第6期対策の概要(協定に定める活動内容)

- 協定書には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- 【第5期対策からの変更点】第6期対策では、ネットワーク化や統合、多様な組織等の参画による体制づくりを促進するため、体制整備単価の要件を「対策期間内にネットワーク化活動計画を作成すること」とする。

①農業生産活動等を継続するための活動
基礎単価（交付単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止活動、
水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、
魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動
体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ①の活動に加え、対策期間内にネットワーク化活動計画を作成（対策期間内に計画を作成することを協定書に位置付けた年度から体制整備単価を適用）

- ・ **ネットワーク化活動計画**とは、複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
 - ・ 地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
 - ・ 作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



【地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い】



【作成に向けて打合せ】

《ネットワーク化活動計画》(①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること)

①ネットワーク化 対象協定 以下のいずれか ・ 新たにネットワーク化を行う集落協定 ※ネットワークの合計面積が10ha以上であること ※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする ・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定 ※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること	計画の項目 ・ 参加する協定 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項 ・ 連携方法 ・ 工程 ・ 統合の予定
②統合 対象協定 以下のいずれか ・ 新たに統合を行う集落協定 ※統合後の面積が10ha以上となること ※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする ・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定 ※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること	計画の項目 (新たに統合を行う場合) ・ 参加する協定 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項 ・ 工程 (体制の維持、向上を図ろうとする協定) ・ 役員継承の計画 ・ 活動事項
③多様な組織等の参画 対象協定 ・ 1組織以上の農業者団体以外の組織 又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	計画の項目 ・ 参画する組織と非農業者 ・ 解決しようとする課題 ・ 活動事項

※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること

第6期対策の概要(加算措置)

- 本交付金の対象となる活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、所定額が加算される措置を講じている。第6期対策では4種類の加算を措置。
- 将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりに向けた意欲的な取組を支援するため、ネットワーク化加算とスマート農業加算を創設。(第5期対策(R2～R6)で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定については、経過措置を設定。)

① 棚田地域振興活動加算(継続)

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

- 上 限: なし
- 対 象: 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑 15° 以上
※超急傾斜農地保安全管理加算、スマート農業加算、集落機能強化加算の経過措置との重複適用不可
- 取 組: 棚田等の保全、多面機能の維持・発揮、棚田地域の振興
- 取組期間: 1～5年
- 単 価: 14,000円/10a(田1/10以上、畑20° 以上) 10,000円/10a(田1/20以上、畑15° 以上)
- 目標設定: ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

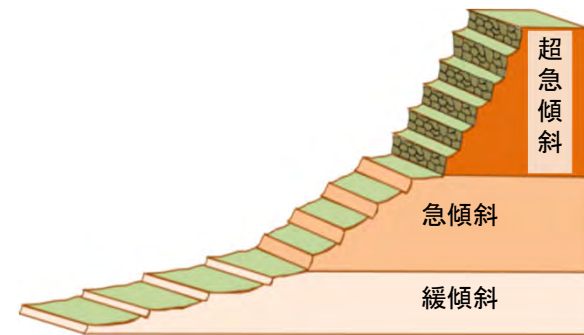


棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動

② 超急傾斜農地保安全管理加算(継続)

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

- 上 限: なし
- 対 象: 田で1/10以上、畑で20° 以上の農地
- 取 組: 超急傾斜農地の保全(石積み等法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等)
農産物の販売促進等(ブランド化、戦略的な販売に向けた取組等)
- 取組期間: 1～5年
- 単 価: 6,000円/10a(田、畑)
- 目標設定: ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



第6期対策の概要(加算措置)

③ネットワーク化加算(新規)

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

上 限: 100万円/年 ※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定
対 象: ア又はイの集落協定の農用地
ア 20ha以上のネットワーク化(協議会等を設置する場合に限る)又は第6期対策期間中に20ha以上の統合を新たに行った集落協定
イ 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定
(同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る)

取 組: 主導的な役割を担う人材の確保、
農業生産活動等の継続のための取組(担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等)
※農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外

取組期間: 1~5年
単 価: 10,000円/10a(~5ha部分)、4,000円/10a(5~10ha部分)、1,000円/10a(10~40ha部分)
(地目にかかわらず) ※40ha以上部分は単価適用なし

目標設定: ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定

○協定面積と加算額のイメージ図

協定面積 (ha)	加算額 (万円)
0	0
5	50
10	70
40	100
40以上	100

④スマート農業加算(新規)

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

上 限: 200万円/年
対 象: 集落協定農用地
取 組: スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組(リモコン式自走草刈機による除草、ドローンや無人ヘリコプターによる播種・防除・農薬散布、水管理システムの導入等)

取組期間: 1~5年
単 価: 5,000円/10a(地目にかかわらず)

目標設定: 取組の定量的な目標を設定

リモコン式自走草刈機の導入 ドローンによる防除作業

⑤集落機能強化加算の経過措置

上 限: 200万円/年
対 象: 第5期対策(R2~R6)に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地
※ネットワーク化加算との重複適用不可

取 組: 新たな人材の確保に関する取組(外部人材の確保、移住促進等)又は
集落機能強化する取組(地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等)

取組期間: 1~5年
単 価: 3,000円/10a(地目にかかわらず)

目標設定: 取組の定量的な目標を設定

第6期対策の単価の仕組み(全体像)

《基礎単価（単価の8割）》

基礎単価

- ・農業生産活動等
(荒廃農地の発生防止活動、水路・農道の管理活動)
- ・多面的機能を増進する活動
(周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護等)

《体制整備単価（単価の2割）》

※超急傾斜農地保全管理加算は体制整備有りでも無しでもどちらでも可

ネットワーク化活動計画の作成

- ・対策期間内に計画を作成することを2割の単価交付の要件とする
- ・ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の3つの取組のうち、1つ以上に取り組むことを計画に位置付けること
- ・毎年度話し合いを重ね、計画の作成や実現に向けたフォローアップを行う。

《加算措置（単価に上乗せ）》

超急傾斜農地保全管理加算【加算額：田・畑6,000円/10a】

【上限】なし
【対象】田1/10以上、畑20°以上
【目標】取組の目標を設定
【取組】・超急傾斜農地の保全（石積み等法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等）
・農産物の販売促進等（ブランド化、戦略的な販売に向けた取組等）

棚田地域振興活動加算【加算額：田・畑（急傾斜）10,000円/10a、（超急傾斜）14,000円/10a】
※超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置との重複は不可

【上限】なし
【対象】棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の協定農用地のうち田1/20以上、畑15°以上
【目標】指定棚田地域振興活動の目標と整合を図り定量的な目標を設定
【取組】・棚田等の保全（棚田法面の補修、耕作道等の農作業安全対策、土壌流出防止対策等）
・多面機能の維持・発揮（農産物供給促進、自然環境の保全・活用、良好な景観形成、伝統文化継承等）
・棚田地域の振興（関係人口の創出・拡大、観光振興、棚田米等を活用した6次産業化等）

ネットワーク化加算【加算額：地目にかかわらず最大10,000円/10a※】
※（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a
※集落機能強化加算の経過措置との重複は不可

【上限】100万円/年 ※統合の場合は、統合前の集落協定単位で上限額を設定
【対象】①又は②の集落協定の農用地
①20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は新たに20ha以上の統合を行った集落協定の農用地
②新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する集落協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）
【目標】ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組の定量的な目標を設定
【取組】・主導的な役割を担う人材の確保
・農業生産活動等の継続のための取組（担い手等人材確保、高収益作物生産拡大、機械共同利用等）
（注）農業生産活動等に該当しない生活支援等の取組は対象外

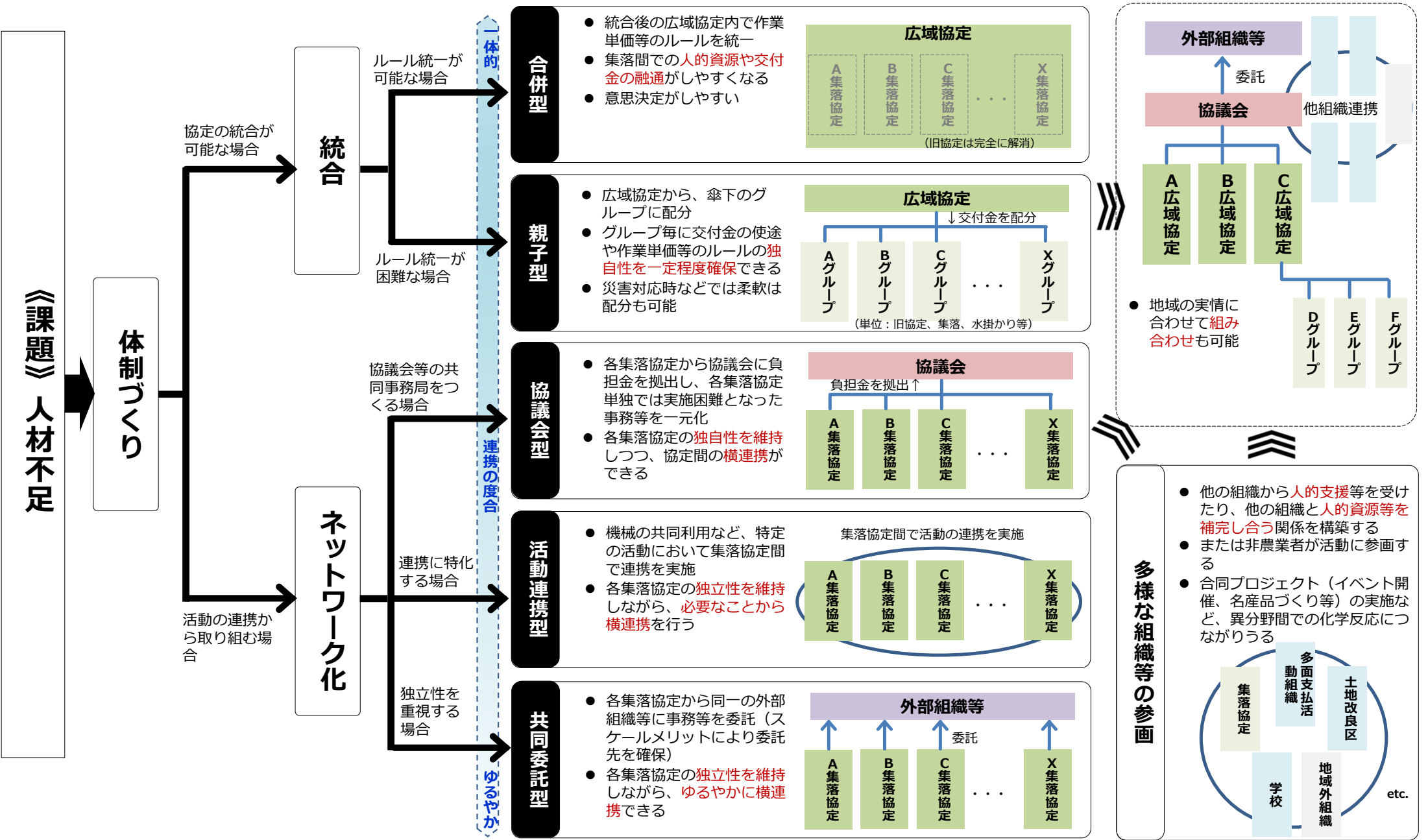
スマート農業加算【加算額：地目にかかわらず5,000円/10a】

【上限】200万円/年
【対象】集落協定農用地
【目標】取組の定量的な目標を設定
【取組】・スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組
（リモコン式自走草刈機による除草、ドローンによる播種・防除・農薬散布、水管理システムの導入等）

集落機能強化加算に係る経過措置【加算額：地目にかかわらず3,000円/10a】

【上限】200万円/年
【対象】1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地（第5期対策において集落機能強化加算に取り組んでいた協定に限る）
【目標】取組の目標を設定
【取組】新たな新たな人材の確保（外部人材の確保、移住促進等）、集落機能を強化する取組（地域づくりなどの団体の設立、集落内外の組織との連携体制の構築等）

体制づくりの類型イメージ



※体制づくりの類型のイメージを整理したものであり、各類型の定義を示すものではありません。
この類型のイメージに合致しない体制づくりもありえます。